

区域外就学・区域外通学の許可基準

東海市教育委員会

この基準は、東海市教育委員会が、学校教育法施行令第8条・第9条の規定に基づき、次の理由により申請があったときは、区域外就学・区域外通学の承諾をすることができる。

1 区域外就学・区域外通学の許可基準

番号	許 可 基 準	必 要 添 付 書 類
1	<p>[住所異動の予定地校へ就学する場合]</p> <p>住所の異動が確定していて、異動が学年の途中となるためあらかじめ異動先の指定校への就学を希望する申請があったときは、異動予定日の学年の始めから許可できる。</p>	<p>区域外通学・就学許可申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認書の写 ・ 契約書写 ・ 住宅完了引渡書の写 ・ 住宅引渡遅延証明書の写
2	<p>[学年途中で住所異動する場合]</p> <p>(1) 学年の途中で市外に住所を異動し、引き続き従来为学校への通学を希望する申請があったときは、その学年の末日までを限度として許可できる。</p> <p>(2) 学年の途中で市内で住所を異動した場合において、引き続き従来为学校への通学を希望する申請があったときは、卒業の学年の末日までを限度として許可できる。</p>	区域外通学・就学許可申請書
3	<p>[児童生徒に障害等がある場合]</p> <p>心身に障害等があり、指定校に適切な支援体制が整っていないために隣接校への就学を希望する申請があったときは、許可できる。</p>	<p>区域外通学・就学許可申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長の意見書 ・ 医師の診断書
4	<p>[通学距離による場合]</p> <p>(1) 自宅から小学校までの通学距離において、指定校より短い隣接小学校(以下「近距離校」という。)への就学を希望する申請があったときは、新たに小学校1年生に就学する児童に限って許可できる。</p> <p>(2) 前項の受入れ児童数は、あらかじめ教育委員会が明示した範囲内とする。</p> <p>(3) 小学校の在学中に住所を異動した場合において、近距離校への就学を希望する申請があったときは、申請した小学校の受入れ児童数に余裕があるときに限って許可できる。</p> <p>(4) 新たに小学校1年生に就学する児童で、同居する兄又は姉が在学している近距離校への就学を希望する申請があったときは、(2)の規定に関わらず許可できる。</p>	区域外通学・就学許可申請書
5	<p>[保護者の事情による場合]</p> <p>(1) 保護者の就労等により、留守家庭児童を保護できる者の所在地にある学校への就学を希望する申請があったときは、小学校卒業の学年の末日までを限度として許可できる。</p> <p>(2) やむを得ない事情により、一定期間児童生徒の扶養を他の者に依頼する場合において、扶養できる者の所在地による指定校への就学を希望する申請があったときは、原則として6か月を限度として許可できる。</p>	<p>区域外通学・就学許可申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務先の就業証明書 ・ 留守家庭児童保護承諾書 ・ 扶養を他に依頼するに至った理由書 ・ 建築確認書の写 ・ 契約書写 ・ 住宅完了引渡書の写 ・ 住宅引渡遅延証明書の写

番号	許 可 基 準	必 要 添 付 書 類
	(3) 住居の建替え等を行うため、他の住居に仮住まいする 場合において、建替え等の間、従来の学校への就学を希 望する申請があったときは、建替え等が終了するまで許 可できる。	
6	[調整区域] 別表に定める地域については、希望校への就学を希望す る申請があったときは、許可できる。	区域外通学・就学許可申請書
7	[その他] 上記No.1～No.6に該当せず、やむを得ない理由と認め られるとき許可できる。	区域外通学・就学許可申請書 ・理由書 ・当該年度の入学許可証明書
注	1 故意による不正が発覚した場合は、許可を取消すことがある。	

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成23年9月1日から施行する。

2 改正前の4(3)の規定により、転居を理由に近距離校への通学申請ができなかった児童については、近距離校への通学が許可された新たに小学校1年生に就学する弟妹がいる場合に限り、同様に近距離校への通学を認めるものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年5月14日から施行する。

附 則

この基準は、知多都市計画事業東海太田川駅周辺土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。